

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和元年10月17日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社m o b b y r i d e 代表取締役 日向 諒

3. 認定新技術等実証計画の目標

道路交通における安全性が勘案された上での電動キックボードの手軽な交通手段としての社会実装を図るべく、本新技術等実証（以下「実証」という。）を通じて電動キックボードの性能等を踏まえた適切なルール設定に向けた提案のための知見を取得する。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

電動キックボードのシェアリング事業の実施に向けた走行実証

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

実証において、株式会社m o b b y r i d e（以下「m o b b y r i d e」という。）は、実証場所となる大学敷地内を擬似的な道路と位置付け、段階的に①電動キックボードの試乗会の開催（以下「第1段階」という。）、②走行ルートを限定した形での車両の貸渡し、③走行可能範囲（大学敷地内で道路に該当しない部分に限る。）を拡大した中での車両のシェアリングサービスの実施を行う。

m o b b y r i d eは、事故発生時の対応に備えて保険に加入する。

m o b b y r i d eは、G P S機能を活用して場所ごとに車両の最高速度制限（18 km／h未満）を設定するとともに、必要に応じて監視カメラを設置する。

m o b b y r i d eは、サービス利用者に対して専用アプリケーションにより走行ルール、乗り方ガイド等に関する周知を行う。

m o b b y r i d eは、通報受付窓口を設置するとともに、実施場所内の説明掲示や立て看板等を設置し、実証の実施に関する周知を行う。

九州大学からは、各実証段階前に説明を行い、書面にて同意を取得する。サービス利用者からは、第1段階においては事前に説明を行い、書面にて同意を取得し、その他の段階においては専用アプリケーションでの会員登録時の画面上にて、電子的に同意を取得する。

参加者等の同意を取得したときには1か月ごとにその旨を、実証開始後は1か月ごとに実証の状況を、実証終了後に実証結果を、実証の実施に関して事故等があったときは速やかにその状況と講じる措置の経過を、それぞれ国家公安委員会、経済産業大臣及び国土交通大臣に報告する。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証を通じて、自転車と比較しつつ、電動キックボードの安全性、シェアリングサービスの事業性等について確認する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和元年10月17日から令和2年4月30日まで

(2) 実施場所

九州大学伊都キャンパスの一部

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

九州大学、サービス利用者（同大学関係者、実証関係企業社員等。ただし、18歳以上及び体重100キログラム以下の者に限る。）

(2) 参加者等の同意の取得方法

九州大学からは、各実証段階前に説明を行い、書面にて同意を取得する。サービス利用者からは、第1段階においては事前に説明を行い、書面にて同意を取得し、その他の段階においては専用アプリケーションでの会員登録時の画面上にて、電子的に同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二～二十三 （略）

2・3 （略）

(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第2条 （略）

2～4 （略）

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7～9 （略）

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

なし